



防水改修工事特記仕様書（令和5年4月改定版）	
<b>I 工事概要</b>	
1. 工事名称	博多南地域交流センター屋上防水改良工事
2. 工事場所	福岡市博多区南本町2丁目3番1号
3. 工事期間	契約締結の日から令和6年9月24日まで
工事施工しない日	日曜日（騒音・振動を伴う作業に限る）
工事施工しない時間帯	指定なし
4. 工事概要	SRC造 地上3階、地下1階 屋上防水改良工事
5. 別途工事	外壁改修工事、空調更新建築工事、衛生設備工事、空調設備工事、付帯電気設備工事、別途電気工事
6. 契約不適合責任期間	受渡し完了の日から 1 ヶ年間
7. その他	本工事は週休2日対象工事であり、詳細は「XⅡ、週休2日工事」による。
8. 特記事項	福岡市契約事務規則第3条2項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。（該当事項○印） ○ 請負代金内訳書 ○ 工程表
9. 安全管理	(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るよう建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。
10. その他	(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。 (6) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。 (7) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。 (8) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「IV. 施工体制の確認」による。 (9) 福岡市契約事務規則第4条1項4号に定める中間技術検査（該当事項○印） ・実施する ○実施しない
<b>II 防水改修工事仕様</b>	
1. 共通仕様	
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁建設部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による	
2. 特記仕様の適用	
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 各項目に記載の〔 〕内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 各項目に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。 (6) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。	
3. CADデータ ○有 ・無 貸与するCADデータを当該工事における施工図及び完成図書を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図書、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査までに返却すること。	

章 項目	特記事項	
① 各章共通事項〔1章〕	(1節 一般事項) ※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録し、下記区分で10日（土日祝日を除く）以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時 ※ 工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承認を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにすること。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ※別紙「防水改修工事監督基準」による ・標準仕様書による。 (2節 工事関係図書) ※福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。	
	② 養生 [2.3.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・（ ） 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・（ ） 備品等の移動 ・行わない ※行う（図示）	
	③ 監督員事務所 [2.4.1] ・設置する ・設置しない （ m <sup>2</sup> ）程度	
	④ 監督員事務所の備品等 [2.4.1] ・設備の種類 ※監督員と協議 ・（ ） ・備品等の種類（ ） ・備品等の数量（ ）	
	⑤ 工事用水	
	⑥ 工事用電力	
	⑦ 工事用地復旧	
	⑧ 既存建物との取り合い	
	⑨ 工事表示板等 ※工事表示板 ※建設業許可票 ※労災保険関係成立票 ※施工体系図 ・運搬経路表示板	
	⑩ 仮設工事〔2章〕	(2節 足場等) 仮囲い ・設ける（種類 ） ○設けない 外部足場 種別 ・枠組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管本足場 ・（ ） 範囲 ・図面図示による ・（ ） 防護シートによる養生 ※行う ・行わない ※ 足場を設ける場合は、「『手すり先行工法に関するガイドライン』について」（厚生労働省 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は常時、全ての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものとし、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・防護棚 ・防護シート ・防護金網 ・塵上施工の際の転落防止対策の仮設を行う。 (3節 養生) 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・（ ） 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・（ ） 備品等の移動 ・行わない ※行う（図示） (4節 仮設物) ・設置する ・設置しない （ m <sup>2</sup> ）程度 ・設備の種類 ※監督員と協議 ・（ ） ・備品等の種類（ ） ・備品等の数量（ ） 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償） 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償） ※塵埃、コンクリート屑等を撤去し地均しする。 ・塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に土を入れ工事用地全面にローラ転圧をす。 工事中、接合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧すること。
	⑪ 足場その他〔2.2.1〕	1) 仮囲い 2) 足場
	⑫ 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・（ ） 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・（ ） 備品等の移動 ・行わない ※行う（図示）
	⑬ 監督員事務所	・設置する ・設置しない （ m <sup>2</sup> ）程度
	⑭ 監督員事務所の備品等	・設備の種類 ※監督員と協議 ・（ ） ・備品等の種類（ ） ・備品等の数量（ ）
⑮ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）	
⑯ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）	
⑰ 工事用地復旧	※塵埃、コンクリート屑等を撤去し地均しする。 ・塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に土を入れ工事用地全面にローラ転圧をす。	
⑱ 既存建物との取り合い	工事中、接合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧すること。	
⑲ 工事表示板等	※工事表示板 ※建設業許可票 ※労災保険関係成立票 ※施工体系図 ・運搬経路表示板	

③ 防水改修工事〔3章〕	① 施工一般 [3.1.3] ② 保守管理プレート ③ 既存下地の処理 [3.2.6]	(1節 共通事項) 降雨等に対する養生方法 ※3.1.3(5)による ・（ ） 保守管理用プレート 壁プレート (300×250程度) ・設ける（ 1箇所 ） ・設けない (2節 既存防水層の処理) 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図面図示による ・（ ） 設備機架台、配管受台、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、措置出入口等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処置 ・図面図示による ※監督員と協議 (3節 アスファルト防水)
	3. 種別及び工程 [3.3.3] [表3.1.1] [表3.3.3~10]	防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 ・PIB ・PIB ・B-1 ・B-2 ・B-3 ・P1B ・T1B1 ・B1-1 ・B1-2 ・B1-3 ・P2A1 ・A1-1 ・A1-2 ・A1-3 ・M4C ・A-1 ・A-2 ・A-3 ・M3D ・POD ・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4 ・M3D ・POD ・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4 ・P1E ・P2E ・E-1 ・E-2 (保護層は図示による)
	1) 材料 [3.3.2]	脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定とする。 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POD, PODI工法の場合) ・設ける ・設けない アスファルトルーフィング ・改質アスファルトルーフィングシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・（ ） ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・（ ） 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による 断熱材（断熱工法の場合） 材質 ・保護断熱工法 ・押出法*リフレフォーム断熱材3種bA(2層付付き) ・露出断熱工法 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ ・（ mm） ・図面図示による 絶縁用シート ・保護防水工法 ※*リフレフォーム 厚さ0.15mm以上 ・保護防水断熱工法 ※*リフレフォーム、*リフレフォームを平織りしたフットヤンクDPA(70g/m <sup>2</sup> )
	2) 施工 [3.3.4]	平場の保護コンクリート 厚さ ・80mm以上(こて仕上) ・60mm以上(床材等仕上りあり) 種類 ※普通コンクリート Fc-18N/mm <sup>2</sup> SL15cm又は18cm 立上り部の保護 ・れんがの種類 ※JIS R1250のれんが ・乾式保護材の材料 ※材料製造所の仕様 ・図面図示による ・保護コンクリート 工法( ) 既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材の施工 ・ルーフトドレン回りの張りじまい位置 ・（ ） ・立上り部周辺の張りじまい位置 ・（ ） 塵上排水溝の適用 ※図面図示による ・（ ） 保証期間（ ）年間
	3) 保証期間	(4節 改質アスファルトシート防水)
	4. 種別及び工程 [3.4.3] [表3.4.1~3] [表3.1.1]	種類 施工箇所 新規防水層の種類 ・M4AS工法 ・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 ・M3AS工法 ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・POAS工法 ・AS-J3 ・M3ASI工法 ・M4ASI工法 ・POASI工法 断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ ・（ mm） ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 図面図示による
	1) 材料 [3.4.2]	脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POAS, POASI工法の場合) ・設ける ・設けない 改質アスファルトシート ・改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・（ ） ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・（ ） ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・（ ） 断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ ・（ mm） ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 図面図示による
	2) 施工 [3.4.4]	既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 保証期間（ ）年間
	3) 保証期間	

5. 種別及び工程 [3.5.3] [表3.5.1~3] [表3.1.1]	(5節 合成高分子系ルーフィングシート防水)	
	種別	種類 新設防水層の種類 仕上塗料 使用分類 ・S3S工法 ・S-F1 ・S-F2 機械的固定工法 保護層 〇カラー ※非歩行 ・S3S1工法 ・S1-F1 ・S1-F2 〇シルバー ※軽歩行 ・M4S工法 ・M4S1工法 ・POS工法 ・POS1工法 ・S4S工法 ・S4S1工法 ・PIS工法
	1) 材料 [3.5.2]	脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POS, POS1工法の場合) ・設ける ・設けない 立上り部のシート厚さ (S-M2, S1-M2工法の場合) ※1.5mm ・（ mm） 防湿用フィルムの設置 (S1-M1, S1-M2工法の場合) ・設置する ・設置しない ルーフィングシート (JIS A6008) 種類・厚さ ※表3.5.1から表3.5.3による ・（ ） 絶縁用シート ※発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質・形状・寸法 ・図面図示による ・3.5.2(3)(イ)による 断熱材（断熱工法の場合） 材質 ・機械的固定 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・*リフレフォーム断熱材(密度及び熱伝導率の規格適合品) ・A種*リフレフォーム保温材(密度及び熱伝導率の規格適合品) 厚さ ・（ mm） ・図面図示による 立上り部防水層撤去 ・撤去する（補修・処置 ※3.2.6(4)(f)による） ・撤去しない（補修・処置 ※3.2.6(4)(g)による） 接合工法の目地処理 (ブレイクストン/下地の場合) ・図面図示による ブレイクストン/下地入隅部の増し張り (S-F1, S1-F1工法の場合) ・図面図示による モルタル差厚 (S-C1工法の場合) ・（ mm） 立上り部の保護モルタル差厚 (S-C1工法の場合) ※7mm ・（ mm） 保証期間（ ）年間 (6節 差込防水)
	2) 施工 [3.5.4]	種別 種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上塗料 ・POX工法 ・L4X工法 ・PIY工法 ・P2Y工法
	3) 保証期間	(注)X-1の立ち上がり部は全てX-2工法とする。
	6. 種別及び工程 [3.6.3.4] [表3.6.1-2] [表3.1.1]	脱気装置の種類・設置数量 (X-1工法の場合) ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 (X-1, X-2工法の場合) ※材料製造所の仕様による 既存差込防水層表面の仕上げ塗装 (L4X工法の場合) ・除去する ○除去しない 保護層 (Y-2工法の場合) ・設ける ・設けない 改修用ドレン (POX工法の場合) ○設ける ・設けない 保証期間（ 10 ）年間 (7節 シーリング)
	7. シーリング改修工法の種類 [3.1.4][表3.1.2]	※シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
	8. 材料 [3.7.2][表3.7.1]	種類 ※表3.7.1による 施工箇所 ※図面図示による
	9. 目地寸法 [3.7.3]	○図面図示による ・3.7.3(1)による ・（ mm）
	10. シーリング材の試験 [3.7.8]	接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 (JIS A1439) (8節 とい)
	11. 材料・工法 [3.8.2.3] [表3.8.4] (13.5.3)(4)	材料 ・配管用鋼管 ※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・素地) ・硬質塩化ビニル両どい ・（ ） 防露材の材料・厚さ・放熱量は、F☆☆☆☆と同等 受金物 材質 ※ステンレス ・溶融亜鉛めっき鋼板製 取付間隔 ※表3.8.2による ・（ ） たてどい受金物の取付工法 ・図示 ※様仕13.5.3(4)による 鋼管製といの防露巻工法 ・有り (表3.8.4)による ・無し 挿入口 ・設ける ・設けない ルーフトドレンの取付け ・図示 ※3.8.3(6)による 既存のといその他の撤去・降雨等に対する養生方法 ・（ ） (9節 アルミニウム製笠木)
	12. 材料・工法 [3.9.2-3] [表3.9.1]	種類 呼称内厚(mm) 表面処理 固定間隔 備考 ・250形 1.6以上 ・AB-1種 固定方法及び ・300形 1.8以上 ・BB-1種 間隔は品質計 ・350形 2.0以上 ・ 面で定める 板材折曲げ形 笠木本体幅 ・図面図示 ・（ ） 板厚 ・図面図示 ※2.0mm ・（ ） 板材折曲げ形の取付工法 ・図面図示 ・（ ） 風圧力・積雪荷重に対応した工法 ・固定金具の間隔 ・（ ） ・図面図示による ・固定方式等 ・（ ） ・図面図示による 既存笠木の撤去、新規アルミニウム製笠木の目地補修工法 ・図面図示による ・（ ）

4 塗装改修工事 【算7】	1.材料 [7.1.3]	(1節 共通事項) 塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆(屋内) ( ) 防火材料の指定 ・指定する ※ 屋内の壁及び天井の塗料仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく指定又は認定のあるものとする。 ・指定しない (2節 下地調整) ・木部 ※A種 ※B種 ※C種 ・鉄鋼面 ※A種 ※B種 ※C種 ・亜鉛めっき鋼面 ※A種 ※B種 ※C種 ・モルタル面、プaster面 ※A種 ※B種 ※C種 ・コンクリート面、ALCパネル面 ※A種 ※B種 ※C種 ・コンクリート面、押出成形セメント板 ※A種 ※B種 ※C種 ・せつこうボード及びその他ボード面 ・ 総目処理工法(新規) ※A種 ※B種 ※C種 ・ 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (3節 素地ごしらえ) ・木部 ※A種 ※B種 ・鉄鋼面 ※A種 ※B種 ※C種 ・亜鉛めっき鋼面 ※A種 ※B種 ・モルタル面及びせつこうプaster面 ※A種 ※B種 ・コンクリート面、ALCパネル面及び 押出成形セメント板面 ※A種 ※B種 ・せつこうボード面及びその他ボード面 ※A種 ※B種 (4節 錆止め塗料塗り) ・鉄鋼面 ※種別は表7.4.1による ・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) ※A種 ※B種 ・亜鉛めっき鋼面 ※種別は表7.4.2による ・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) ※A種 ※B種
	3.素地ごしらえ種別 [7.3.2~7] [表7.3.1~7]	【鉄鋼面】 ・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 及びつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) ・新規塗装面 見え掛り部分 ※A種 ※B種 ※C種 ・ " 見え隠れ部分 ※A種 ※B種 ※C種 ・ 塗替え ※A種 ※B種 ※C種 ・耐候性塗料塗り (DP) ・新規塗装面 ※A種 ※B種 ※C種 ・ 塗替え ※A種 ※B種 ※C種
	4.塗料種別 [7.4.2]	【亜鉛めっき鋼面】 ・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 及びつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) ・新規塗装 鋼製建具等 ※A種 ※B種 ※C種 (共通) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (SOP塗の場合) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (EP-G塗の場合) ・ 塗替え ※A種 ※B種 ※C種
	5.錆止め塗料塗り [7.4.3] [表7.4.3]	【合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)】 ・新規塗装 ※A種 ※B種 ※C種 (共通) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (SOP塗の場合) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (EP-G塗の場合) ・ 塗替え ※A種 ※B種 ※C種
	6.木部 [7.5.2] [表7.5.1]	【耐候性塗料塗り (DP)】 ・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 及びつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) ・新規塗装 鋼製建具等 ※A種 ※B種 ※C種 (共通) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (SOP塗の場合) ・ " 上記以外 ※A種 ※B種 ※C種 (EP-G塗の場合) ・ 塗替え ※A種 ※B種 ※C種
	7.鉄鋼面 [7.5.3] [表7.5.2]	(5節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)) ・新規 屋外 ※A種 ※B種 ※C種 (多孔質広葉樹除く) ・新規 屋内 ※A種 ※B種 ※C種 (多孔質広葉樹除く) ・新規 多孔質広葉樹 ※A種 ※B種 ※C種 ・塗替え 屋外 ※A種 ※B種 ※C種 ・塗替え 屋内 ※A種 ※B種 ※C種
	8.亜鉛めっき鋼面 [7.5.4] [表7.5.3]	・新規 ※A種 ※B種 ※C種 ・塗替え 鋼製建具 ※A種 ※B種 ※C種 ・塗替え その他 ※A種 ※B種 ※C種
	9.耐候性塗料塗り [7.8.2~4] [表7.8.1~3]	(8節 耐候性塗料塗り (DP)) 適用箇所 下地調整 種別 上塗り塗料等級 ・鉄鋼面 ・表7.2.2 RA種 ※A種 1級(ふっ素樹脂) ・表7.2.2 RB種 ※B種 2級(シリコン樹脂) ・表7.2.2 RC種 ※C種 3級(シリコン樹脂) ・亜鉛めっき鋼面 ・表7.2.3 RA種 ※A種 1級(ふっ素樹脂) ・表7.2.3 RB種 ※B種 2級(シリコン樹脂) ・表7.2.3 RC種 ※C種 3級(シリコン樹脂)

5 環境配慮改修工事 【算9】	①除去工事共通事項	(1節 石綿含有建材の除去工事) 適用基準 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(福岡市財政局) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※図面図示による 石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書の写しを監督員に提出し、承認を受ける。
	②事前調査 [9.1.1]	調査範囲 ※図面図示による(施工範囲) ( ) 石綿含有建材の除去にあたり、あらかじめ事前調査を次の事項について行う 調査結果は監督員に提出すること。 分析による石綿含有調査 ・行う(下表による) ○行わない 「アスベスト分析マニュアル」(厚生労働省)による調査方法 調査方法 1材料あたりの試料数 ・定性分析方法1 ・定性分析方法2 ・定性分析方法3 ※3 ・定量分析方法1 ・定量分析方法2 ※3 石綿粉じん濃度測定 ※行う(測定箇所数( )箇所) ○行わない 測定は、「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。
	3.石綿含有成形板等の除去 (防水材含む)	除去工法 ※「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 処分方法 ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分

III. 現場代理人及び技術者の適正配置について	1. 現場代理人の常駐義務について (該当事項○印) ・ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 ○ 工事請負代金が4,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について 1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間) なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について 工事請負代金が4,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。 ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間) なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について 建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者(主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐)については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。 ○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日(開札日)以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 5. 特例監理技術者の配置について (該当事項○印) ・ 本工事は、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者)の配置は認めない。 ○ 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者)を配置することができる。 ※ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
IV. 施工体制の確認	第1条 施工体制の確認方法 本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。 (1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。 (施工体制台帳) 施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。 (工事作業所災害防止協議会兼施工体系図) ①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。 ②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。 (2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。 (3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。 第2条 施工体制の確認に関する点検 (1) 抜き打ち点検 一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。 (2) 検査時における点検 I 10.その他(10)で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第3条 不備が発覚した場合の措置	(1) 工事成績評定での減点処置 監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。 (2) 請負代金の支払い 書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。 (3) 悪質なケース 虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。
V. 公共事業労務費調査に対する協力	1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 2. 調査票等を提出した事業所が発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請入を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
VI. 設計変更にかかる取り扱い	工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。 契約変更の時期について 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末)に行うことができるものとする。 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。 ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの ③ その他上記に準ずる重要なもの
VII. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書	【適用】(適用事項○印) ・地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合 1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について 1) 工事箇所における地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、完成図等)と照合し確認するものとする。特に、破壊による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。 2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。 3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。 2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について 1) 工事箇所付近に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。 2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。 ・オールケーシング工事の場合 1. 作業中止の判断基準について 1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。 2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。 3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。 4) 工事着手前に、上記1~3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。
VIII. 熱中症対策	受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料(カタログ・見積等)を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。 (1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る) (2) ドライミスト (3) 暑さ指数(WBGT値)の計測装置 なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料(写真等)を監督員に提出すること。

IX. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書	1. 快適トイレの設置の試行 受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。 (12)~(17)については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様】 (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること) (4) 容易に開かない錠錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源が無くても良いもの) (6) 衣類かけ等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) 【快適トイレとして活用するために備える付属品】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えにくいような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 (12) 室内寸法900×900mm以上(半量程度以上) (13) 騒音装置 (14) 着替え台(フィッティングボード等) (15) フラッパー機能の多量化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトッパー予備置き場) 2. 設置に要する費用 設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあたっては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出形態のわかる資料により監督職員と協議すること。 なお、設計変更数値の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとする。
X. 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。
XI. 情報共有システム活用の試行	1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。 2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。 3. 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領(建築・設備工事)」及び「情報共有システム活用の手引き(建築・設備工事)」に基づき行う。
XII. 週休2日工事	1. 週休2日工事の対象工事について (適用事項○印) ○ 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。 ○ 発注方式について (適用事項○印) ○ 発注者指定方式(発注者が週休2日に取り組むことを指定して実施) ○ 受注者希望方式(受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議して実施) 3. 費用補正について 1) 発注者指定方式の場合、4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、予定価格を作成している。 2) 受注者希望方式の場合、発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、①、②又は③の現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を増額変更する。 ①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上) : 補正係数1.05 ②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満) : 補正係数1.03 ③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満) : 補正係数1.01 4. その他 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。

工事名	博多南地域交流センター屋上防水改良工事	
図面名	防水改修工事特記仕様書(2)	日付 令和
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課	有限会社 漸 建築設計室	No. A-03
1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号	管理建築士 山本 博一 1級建築士登録 第144944号	

# 防水改修工事監督基準

- 主 旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。
- 一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。
- 監督業務** 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目																													
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理																											
一般共通事項	現場管理	○ 疑義	協議	コンクリート工事	準備	打設計画	承諾	木工事	準備	加工図	承諾																											
		○ 軽微な変更	指示			材料	コンクリート工場			承諾	材料	木材	検査																									
		○ 別途工事	指示				コンクリート配合計画書			承諾		施工	防腐・防蟻	承諾																								
		○ 発生材の処理	指示							鉄筋			承諾	加工・組立	防虫	承諾																						
		○ 災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議										型枠(せき板)		承諾	混和材料	承諾																					
	○ 実施工程表	承諾	鉄筋組立		検査				施工						裏葺き材		承諾																					
	○ 施工計画書	承諾			ガス圧接	検査					A.L.C板貫通部の補修(設備工専用)				承諾																							
	○ 施工図・現寸図・見本	承諾				型枠組立	検査					鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工専用)			承諾																							
	○ 色・柄	指示					打込み			報告				煙突製作取付、煙突接続(空除耐火材詰め含む)(発電機用含む)	○																							
	○ 記録等	指示								型枠取外し			承諾		A.L.C板穴名工事(設備工専用)	○																						
	○ 管理	協議	試験(材齢28日強度試験は公的機関)						指示				A.L.C板貫通部の補修(設備工専用)			○																						
	○ 試験所	承諾			圧接技術資格者				承諾		鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工専用)					○																						
	○ 電気保安技術者	承諾				仕上り及びびかぶり厚さの確認			報告			煙突器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)				○																						
	○ 技能士	承諾					製作工場		承諾					建築工事関係		工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																
	仮設工事	施工							○ 綱張り	検査					左官工事	木製	材料	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理															
○ ベンチマーク			検査	施工				材料	建築	空調			衛生											電気	昇降機	水処理												
○ 遺方			検査		施工						材料																建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理						
○ 危険物貯蔵所			承諾			施工						材料																					建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
○ 積切り底			検査				施工							材料																								
○ 地中障害物		協議	施工													材料	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																
○ 埋戻し・盛土		協議		施工				材料	建築	空調			衛生										電気	昇降機	水処理													
土工		準備			○ 杭心(コラム心)						検査															建具工事	金製	材料	建築	空調	衛生	電気						
					○ 施工中の異状	協議					施工	材料																					建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
					○ 工法	協議	施工							材料																								
			○ 溶接技術者等		承諾	施工										材料	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																
			○ 杭	検査	施工			材料	建築	空調			衛生										電気	昇降機	水処理													
		○ 試験杭(試験掘削)	立会	施工																							材料	建築	空調	衛生	電気	昇降機						
		○ 支持地盤	検査								施工	材料																					建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
		○ 建込み	立会				施工							材料																								
	○ 完了	検査	施工			材料									建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																		
	○ 杭の精度	指示			施工			材料	建築	空調			衛生								電気	昇降機	水処理															
○ 施工記録	報告	施工		材料																				建築	空調		衛生	電気	昇降機	水処理								
地盤改良	準備										○ 施工管理技術者	承諾																			塗装工事	内装	材料	建築	空調	衛生	電気	昇降機
							○ コンクリート				承諾	施工		材料																								
			○ 鉄筋			承諾	施工				材料				建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																		
			○ 試験掘削		立会	施工		材料	建築	空調			衛生								電気	昇降機	水処理															
		○ 鉄筋加工組立	検査	施工	材料																			建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理									
	○ コンクリート打設	立会	施工																											材料		建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理	
	○ 深さ・支持地盤	検査										施工		材料																								建築
	○ 施工記録	報告					施工				材料				建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理																		
	○ 溶出試験	指示				施工		材料	建築	空調			衛生								電気	昇降機	水処理															
	○ 固化材・添加量	承諾		施工	材料																			建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理									
○ 深さ・支持地盤	検査	施工	材料																											建築		空調	衛生	電気	昇降機	水処理		
○ 施工記録	報告											施工		材料																							建築	空調

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。  
 注2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

## 工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工専用)の補強筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修(仕上げは除く)		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上設備用コンクリート仕上げ	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工専用)と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙突製作取付、煙突接続(空除耐火材詰め含む)(発電機用含む)		○	○	○		
A.L.C板穴名工事(設備工専用)	○					
A.L.C板貫通部の補修(設備工専用)	○					
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工専用)	○					
煙突器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)	○					

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ピット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取付可能型)(ダクト接続型)	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンバ及びダクト(消音、保温共)	○					
ルーフトレーン及び縦樋(GL-200迄)	○					
縦樋以降配管(継ぎを含む)			○			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ポンプ廻り防油提架造	○					
二重スラブ内通気管及び通気管(湧水相当)	○					
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート躯体)	○					
煙突内部排水配管(目皿含む)			○			
汲取便箱	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)			○			
塵上集塵器設備工事				○		

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強	○					
天井埋込器具取付面所のボード切込				○		
同上に伴う下地補強	○					
壁埋込器具類の取付又はボード切込				○		
同上に伴う補強	○					
自立盤、トランス、発電機等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上げ	○					
発電機減圧水相及び冷却水相への給水管			○			
別途工事種類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○		○	○

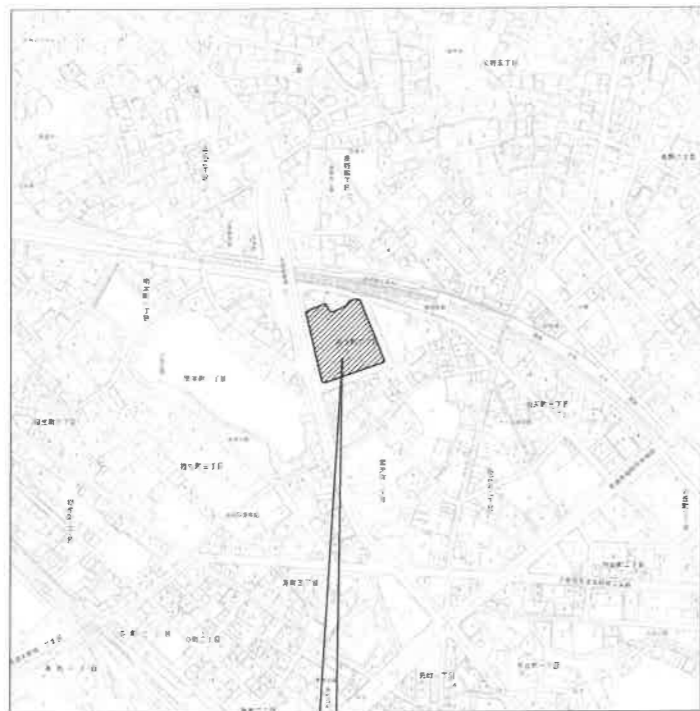
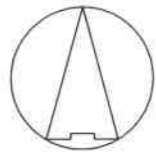
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、健運動装置取付				○		
同上に伴う一・二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上げ	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火扉用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報プザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ピット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				○		

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便秘器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便秘器用箱入れ位置(墨出し)			○			
消火栓ボックス用箱入れ(補修は除く)			○			
同上用補強工事	○					
高架水相用架台			○			
高架水相用基礎(仕上共)	○					
ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)	○					
同上流し排水管接続			○			
造り付け各種流し台(人研・コンクリート等)	○					
同上流し排水トラップ取付			○			
洗濯機用パン(排水トラップ共)			○			
グリーストラップ(既製品)			○			
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消化設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)			○			
同上制御盤迄の1次側配線、配管(電源供給)				○		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路			○			
化粧網及び化粧鏡			○			
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路			○			
消火栓ボックスの起動ボタン及び表示灯				○		
取付並びに配線、配管				○		
消火栓ボックスの取付			○			
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器(取付具)			○			
簡易水洗便器の止水栓(器具接続迄)			○			

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室軽量コンクリート仕上げ及びスラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り(扉、三方枠)、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上げ工事	○					
乗場敷居持出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
レール取付用ブラケット、プレート共	○					

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇(取付共)	○					
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	○					
壁付けレンジフード(取付共)	○					
膨張タンク基礎(仕上共)	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					

工 事 名	博多南地域交流センター屋上防水改修工事		
図 面 名	防水改修工事監督基準	日 付	令和
有 限 公 司	新 建 築 設 計 室	福 岡 市 財 政 局	ア セ ッ ト マ ネ ジ ム ン ト 推 進 部 施 設 建 設 課
1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号	管理建築士 1級建築士登録 第144944号	山 本 博一	No.
			A-04



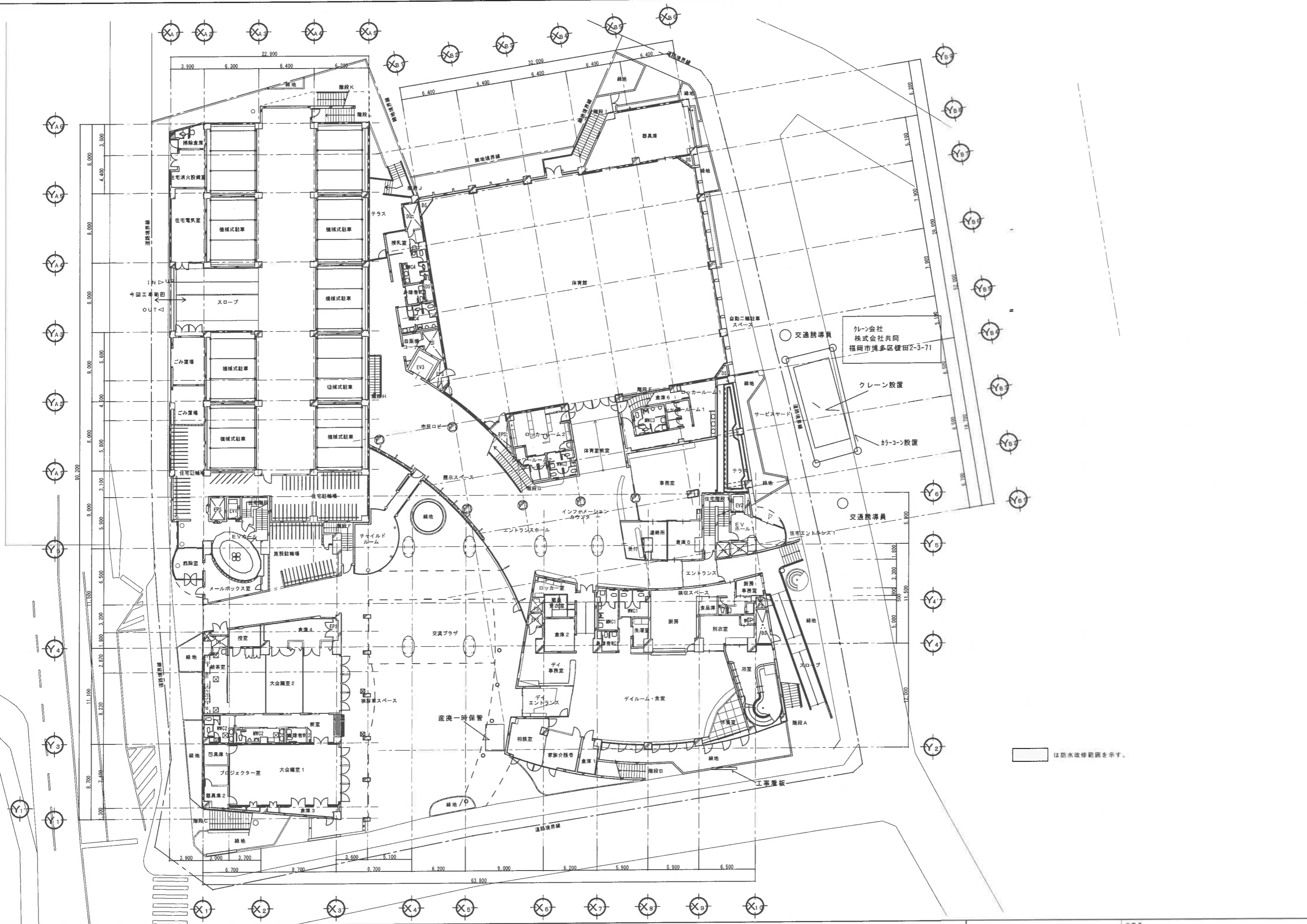
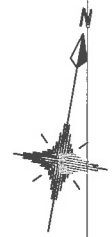
工事場所 福岡市博多区南本町2丁目3番1号

付近見取図

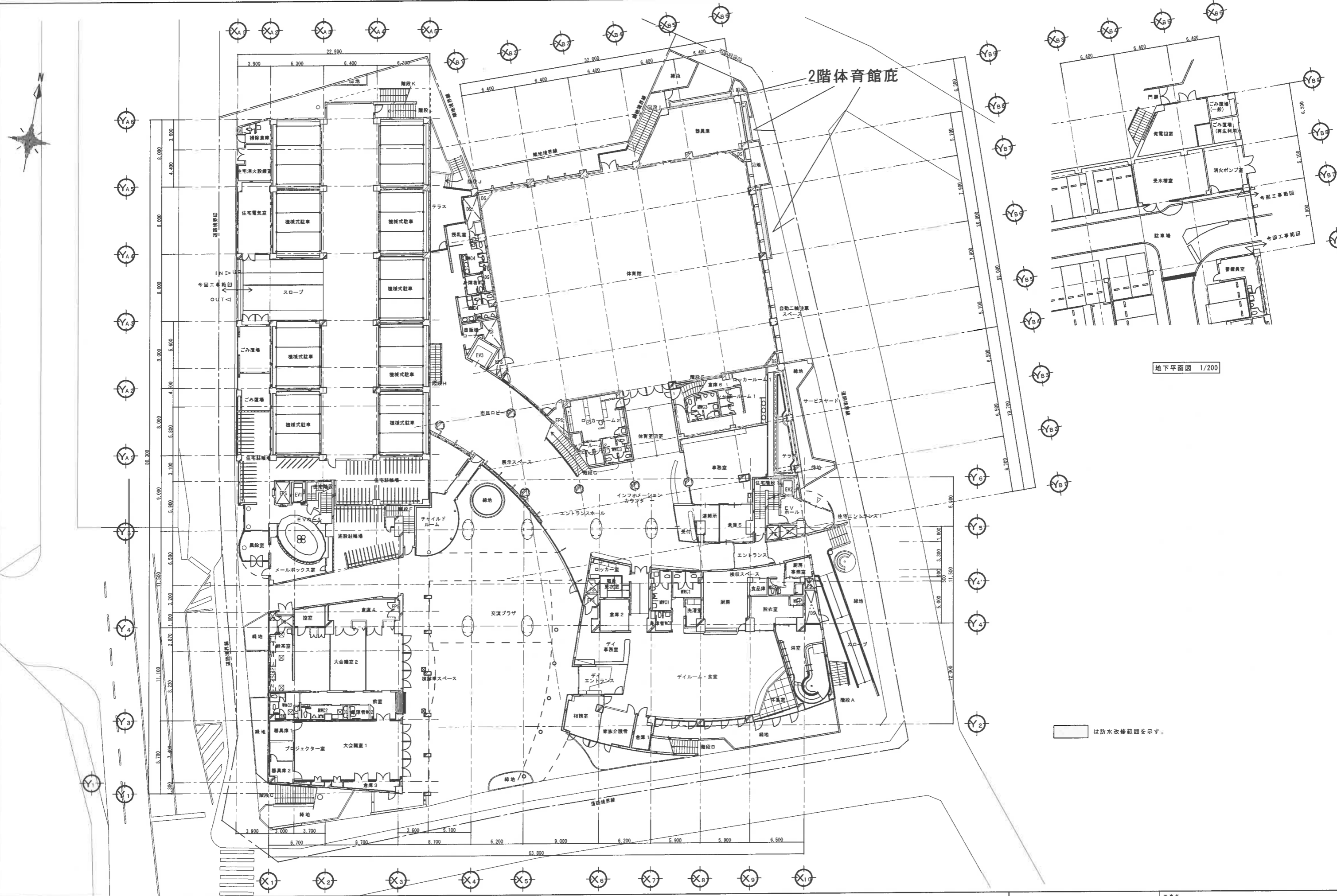


配置図 1/300

有限会社 新 建築設計室 1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号	管理建築士 山本 博一 1級建築士登録 第144944号	工事名 博多南地域交流センター屋上防水改良工事 図面名 付近見取図・配置図 (1/600) 縮尺 1/300 福岡市財政局アセットマネジメント推進部施設設備課 日付 R . . . No. A-05
---	---------------------------------	--



テクノ産業 株式会社	工事名 博多南地域交流センター屋上防水改修工事
	図面名 1階平面図・仮設計画
	縮尺 1/200
福岡市建設局アセットマネジメント推進事務局 日付 2018.08.09	

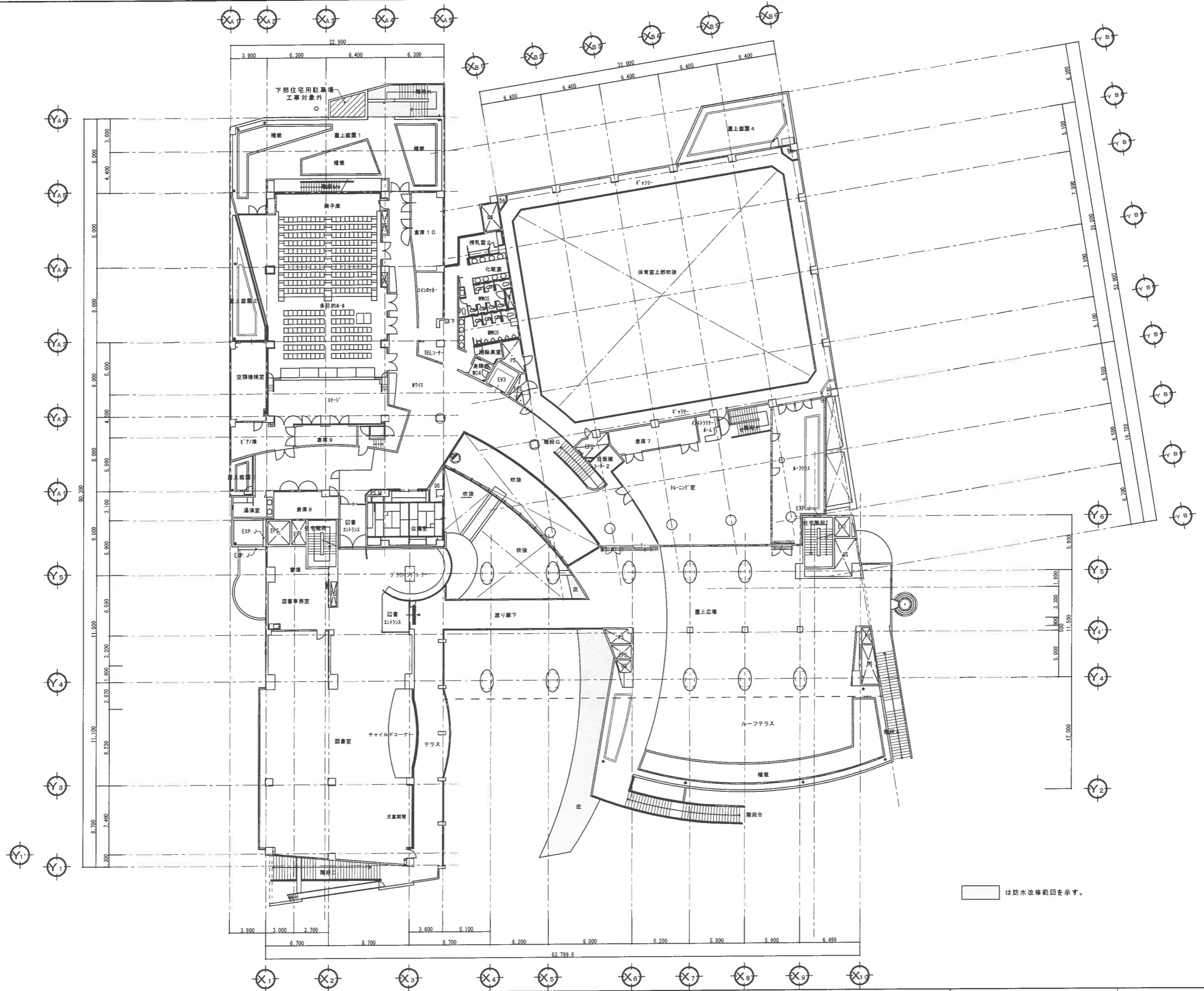


2階体育館底

地下平面図 1/200

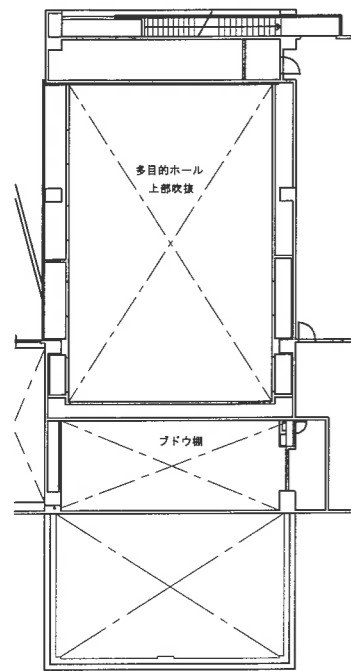
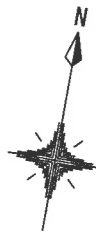
は防水改修範囲を示す。

テクノ産業 株式会社	工事名 博多南地域交流センター屋上防水改良工事
	図面名 1階平面図・仮設計画 (1/400) 縮尺 1/200
福岡市財政局アセットマネジメント推進部施設課 日付 R. . . NO. A-06	

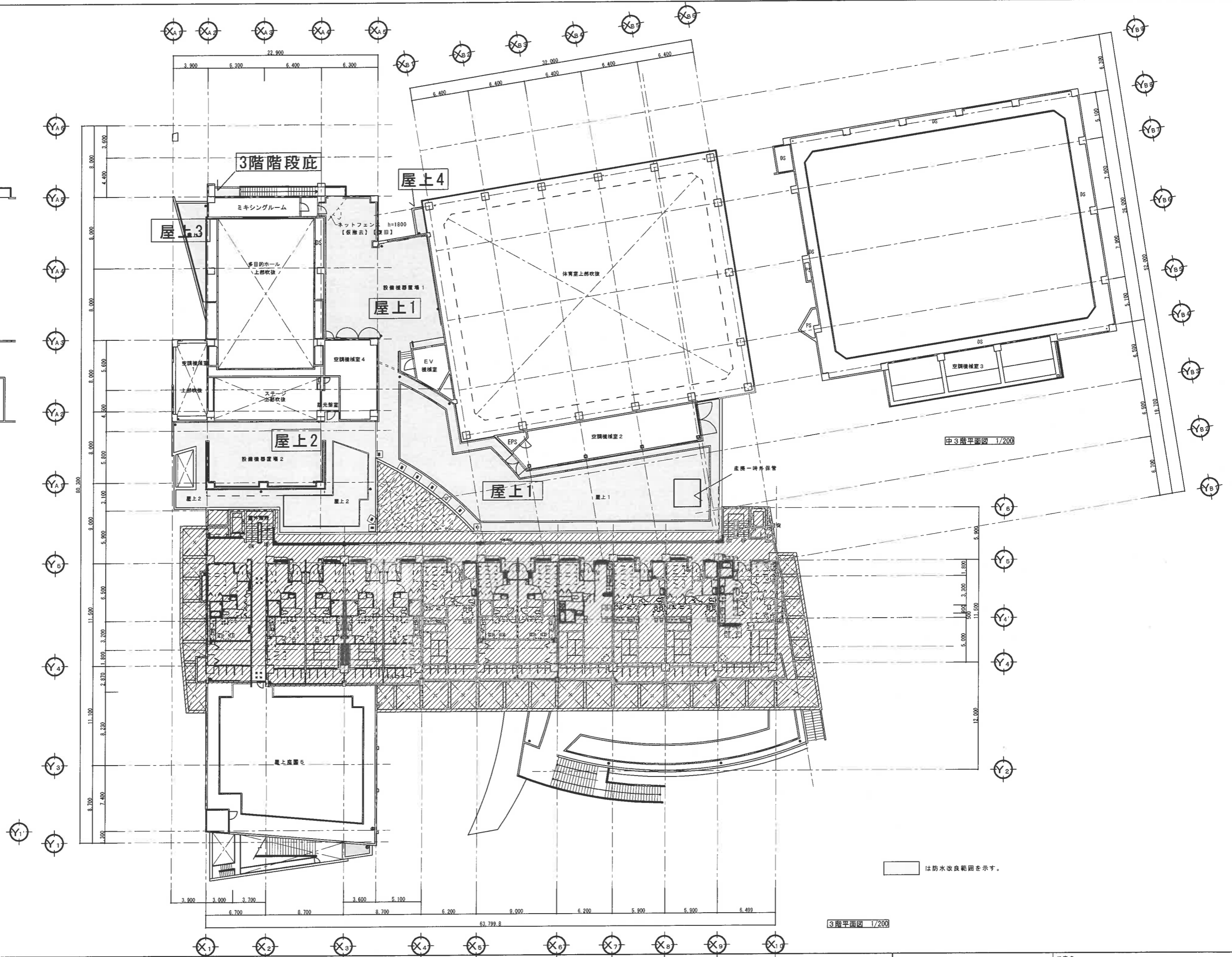


は防水改修範囲を示す。

株式会社 新 建築設計室 1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号 管理建築士 山本 博一 1級建築士登録 第144944号		工事名 博多南地域交流センター屋上防水改良工事 印刷名 2階平面図 (1/400) 縮尺 1/200 福岡市財政局アセットマネジメント推進部施設課 日付 R... NO. A-07
---	--	---



中2階平面図 1/200

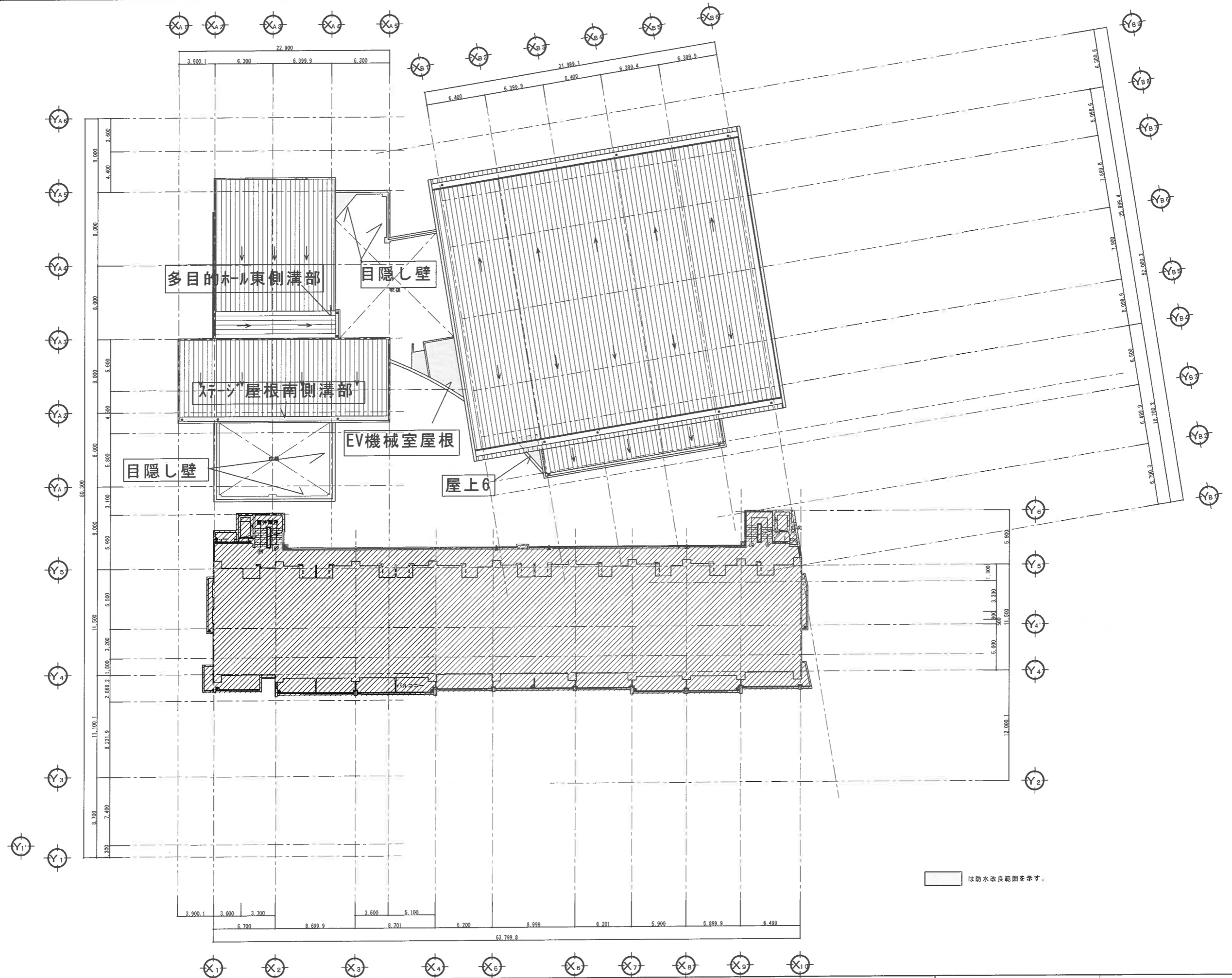
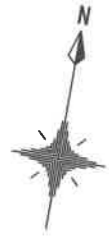


中3階平面図 1/200

中3階平面図 1/200

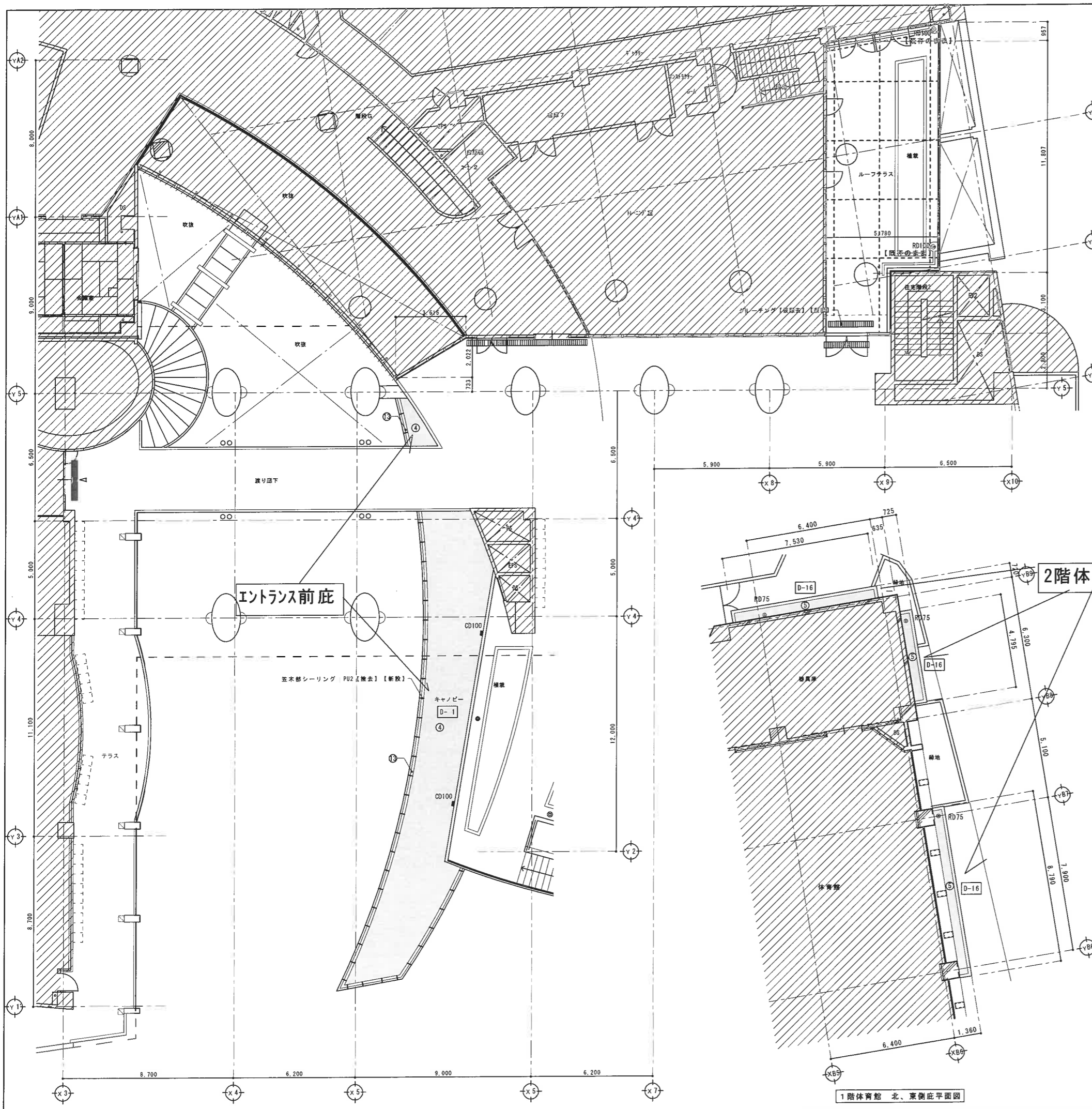
は防水改良範囲を示す。

有限会社 瀬 建築設計室 1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号	管理建築士 山本 博一 1級建築士登録 第144944号	工事名 博多南地域交流センター屋上防水改良工事 図面名 中2階・3階・中3階平面図 (1/400) 縮尺 1/200 福岡市財政局アセットマネジメント推進事務局 日付 R . . . NO. A-08
---	---------------------------------	---



は防水改良範囲を示す。

有限会社 漸 建築設計室		工事名 博多南地域交流センター屋上防水改良工事	
1級建築士事務所登録 福岡県 第1-10554号	管理建築士 山本 博一 1級建築士登録 第144944号	図面名 4階・屋根平面図	縮尺 1/200
		福岡市財政局アセットマネジメント推進部施設課 日付 R . . NO. A-08	

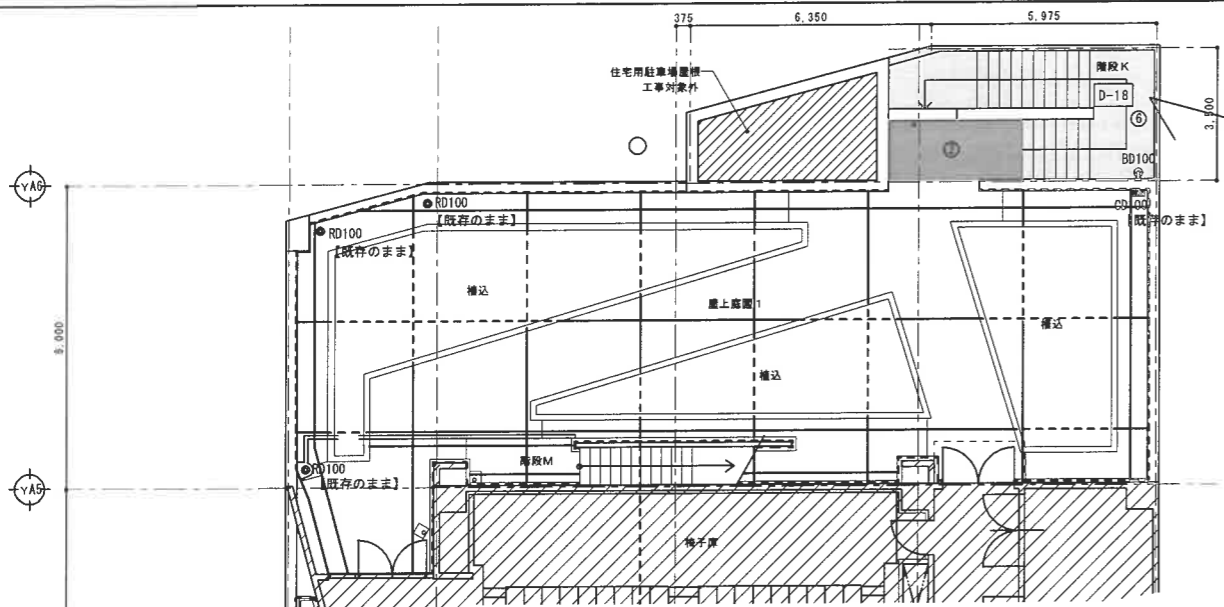


凡例 □ はアスベスト含有建材を示す。 高圧水洗浄：100kg/cm<sup>2</sup> 珪藻土系樹脂749-塗布：1.1kg/m<sup>2</sup>

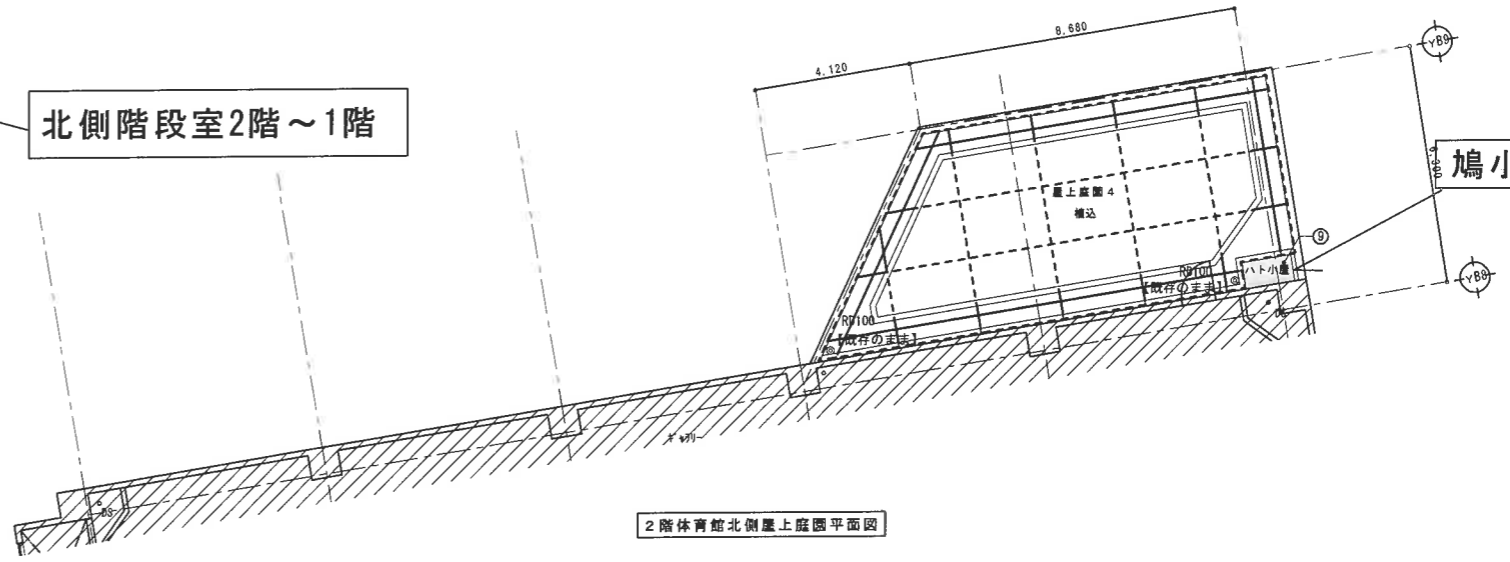
符号	対象項目	改修前	改修後	現状部処理
①	平場	押入コンクリートにて押入伸縮目地切【既存のまま】 伸縮目地（埋目地帯）【撤去】 アスファルト防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-1工法【新設】 樹脂モルタル防湿の上PU-2【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
	立上り（建物側）	アスファルト防水【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
②	平場	珪藻土系樹脂749-塗布 樹脂モルタル塗【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】 樹脂モルタル塗【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
	立上り	100角磁器タイル貼り【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
③	平場	ゴムアスファルトシート防水【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
	立上り	ゴムアスファルトシート防水【撤去】 【一部既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
④	平場	パラテックス防水 A-2工法【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	立上り	パラテックス防水 A-2工法【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑤	平場	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	立上り	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑥	平場	防水モルタル 鼻先：ノンスリップタイル【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
	立上り	100角磁器タイル貼り【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珪藻土系樹脂749-塗布
⑦	コンクリート壁	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑧	設備基礎	モルタル塗り【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑨	ハト小屋天端	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑩	パラベット天端	アルミ製笠木【仮撤去】	アルミ製笠木【復旧】	
⑪	アルミ笠木	アルミ製【仮撤去】	アルミ製【復旧】	
⑫	EXP-Jカバー	アルミ製【仮撤去】	アルミ製【復旧】	
⑬	笠木	SUS製笠木【仮撤去】	SUS製笠木【復旧】	
⑭	水切り	アルミ製【既存のまま】	アルミ製【既存のまま】	
RD	ルーフトレ （従は図面内表記）	錆鉄製ドレン	既存撤去（ドレンキャップの場合） 既存ドレン通り処理の上改修用ドレン（船ドレ）取り付け【新設】	
BD	巾着ドレン （従は図面内表記）	錆鉄製ドレン	既存撤去（ドレンキャップの場合） 既存ドレン通り処理の上改修用ドレン（船ドレ）取り付け【新設】	
FD	フロアドレン （従は図面内表記）	錆鉄製ドレン	既存撤去（ドレンキャップの場合） 既存ドレン通り処理の上改修用ドレン（船ドレ）取り付け【新設】	
CD	横引きルーフトレ （従は図面内表記）	錆鉄製ドレン	既存撤去（ドレンキャップの場合） 既存ドレン通り処理の上改修用ドレン（船ドレ）取り付け【新設】	

防水改良範囲を示す。

1階体育館 北、東側庇平面図

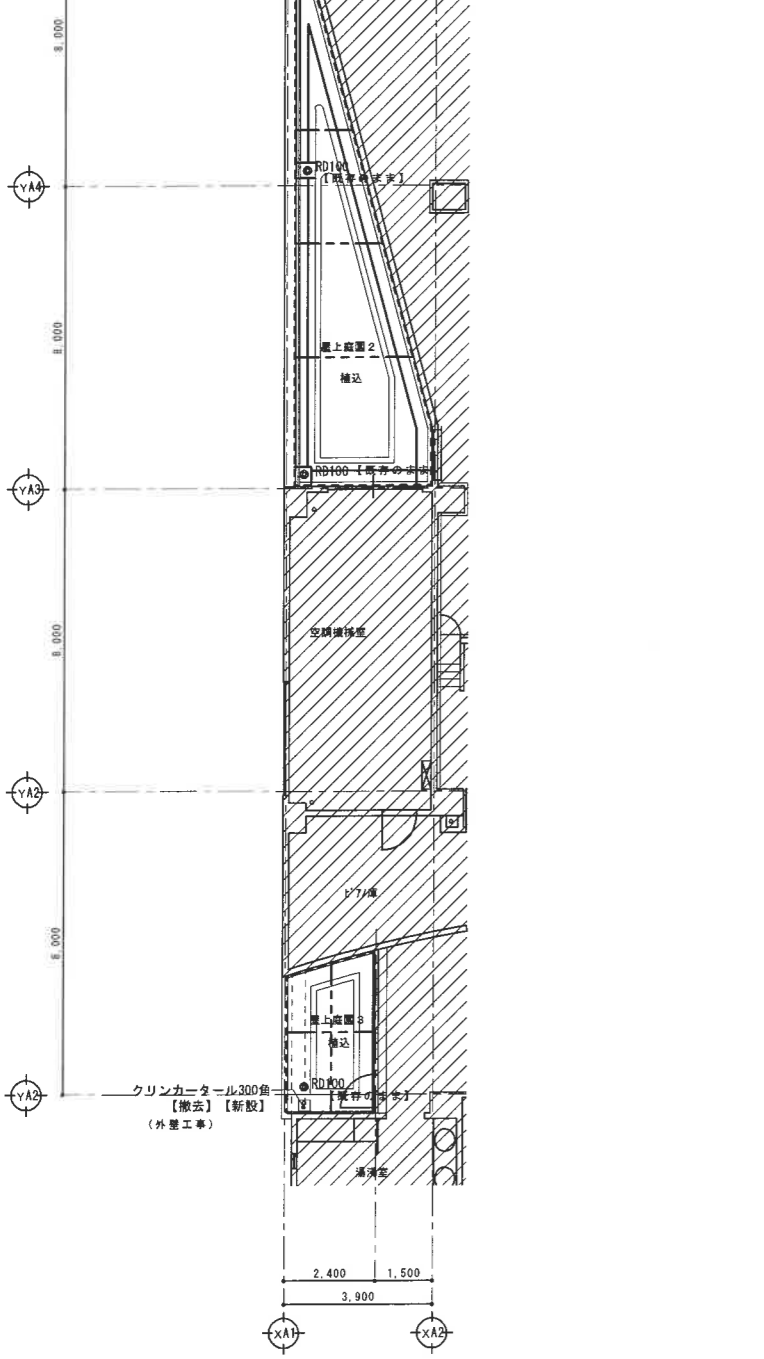


北側階段室2階~1階

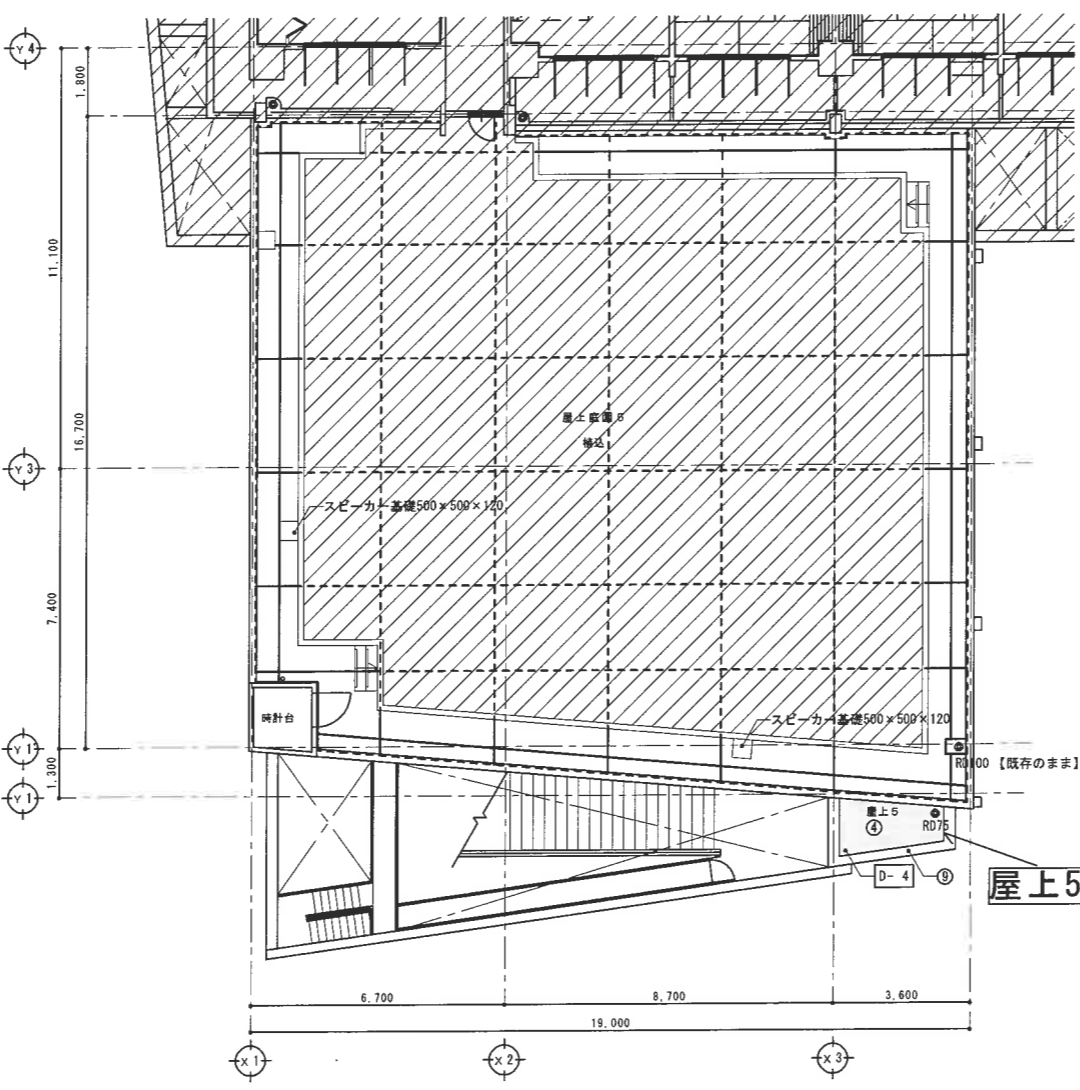


2階体育館北側屋上庭園平面図

防水改良範囲を示す。  
 は珧質タイル貼り防水改良範囲を示す。



2階屋上庭園平面図



3階屋上庭園平面図

凡例 □ はアスベスト含有建材を示す。 高圧水洗浄：100kg/cm<sup>2</sup> 珧質系樹脂745-塗布：1.1kg/m<sup>2</sup>

符号	対象項目	改修前	改修後	現状部処理
①	平場	押えコンクリートにて押え伸縮目地切【既存のまま】 伸縮目地(伸縮目地棒)【撤去】 アスファルト防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-1工法【新設】 樹脂モルタル詰めの上PU-2【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
	立上り(重積側)	アスファルト防水【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
	平場	珧質タイル貼り タイル目地【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】 樹脂モルタル塗【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
②	立上り	100角磁器タイル貼り【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
	平場	ゴムアスファルトシート防水【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
③	立上り	ゴムアスファルトシート防水【撤去】 【一部既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
	平場	パラテックス防水 A-2工法【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
④	立上り	パラテックス防水 A-2工法【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	平場	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑤	立上り	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	平場	防水モルタル 鼻先：ノンスリップタイル【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
⑥	立上り	100角磁器タイル貼り【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 珧質系樹脂745-塗布
	コンクリート笠木	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑧	設備基礎	モルタル塗り【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑨	ハト小屋天端	パラテックス防水【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑩	バラベツ天端	アルミ製笠木【仮撤去】	アルミ製笠木【復旧】	
⑪	アルミ笠木	アルミ製【仮撤去】	アルミ製【復旧】	
⑫	EXP-Jカバー	アルミ製【仮撤去】	アルミ製【復旧】	
⑬	笠木	SUS製笠木【仮撤去】	SUS製笠木【復旧】	
⑭	水切り	アルミ製【既存のまま】	アルミ製【既存のまま】	
⑮	ルーフトレン (径は図面内表記)	鉄製ドレン	鉄製ドレン	既存撤去(ドレンキャップの場合) 既存ドレン廻り処理の上改修用ドレン(給ドレン)取り付け【新設】
⑯	中継ドレン (径は図面内表記)	鉄製ドレン	鉄製ドレン	既存撤去(ドレンキャップの場合) 既存ドレン廻り処理の上改修用ドレン(給ドレン)取り付け【新設】
⑰	フロアドレン (径は図面内表記)	鉄製ドレン	鉄製ドレン	既存撤去(ドレンキャップの場合) 既存ドレン廻り処理の上改修用ドレン(給ドレン)取り付け【新設】
⑱	引き上げドレン (径は図面内表記)	鉄製ドレン	鉄製ドレン	既存撤去(ドレンキャップの場合) 既存ドレン廻り処理の上改修用ドレン(給ドレン)取り付け【新設】

設備基礎寸法

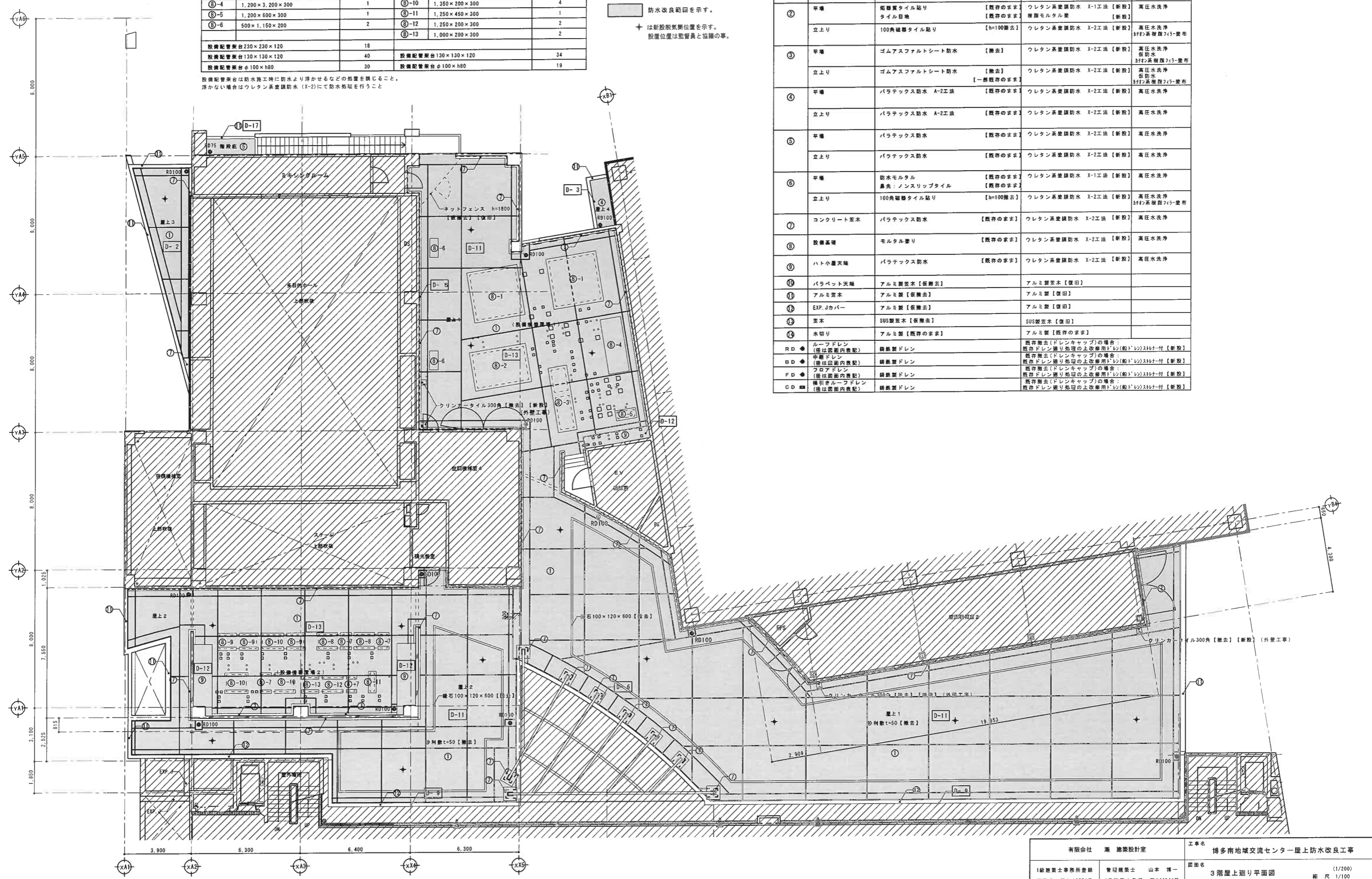
設備機器置場 1			設備機器置場 2		
符号	寸法 縦×横×高さ	箇所	符号	寸法 縦×横×高さ	箇所
①-1	2,950×2,950×300	2	⑧-7	650×200×300	8
①-2	3,350×2,200×300	1	⑧-8	1,200×200×300	6
①-3	1,100×3,800×300	1	⑧-9	1,100×200×300	6
①-4	1,200×3,200×300	1	⑧-10	1,350×200×300	4
①-5	1,200×600×300	1	⑧-11	1,250×450×300	1
①-6	500×1,150×200	2	⑧-12	1,250×200×300	2
			⑧-13	1,000×200×300	2
設備配管架台230×230×120		18	設備配管架台130×130×120		34
設備配管架台130×130×120		40	設備配管架台φ100×h80		19

設備配管架台は防水施工時に防水より浮かせるなどの処置を講じること。  
 浮かさない場合はウレタン系塗膜防水(X-2)にて防水処理を行うこと

防水改良範囲を示す。  
 + は新設脱気位置を示す。  
 設置位置は監督員と協議の事。

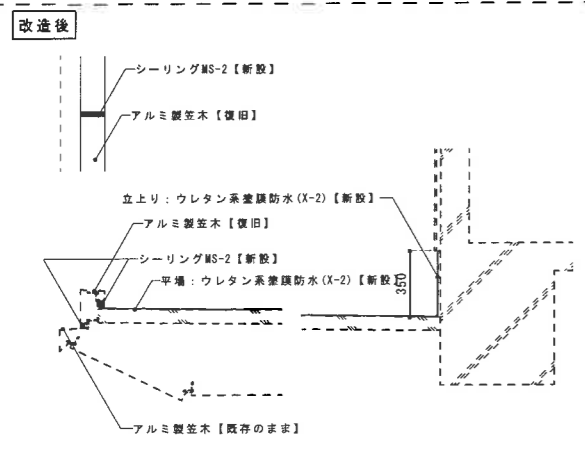
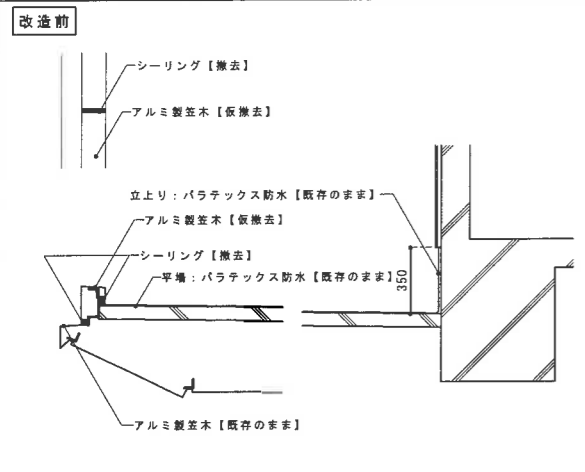
凡例 □ はアスベスト含有建材を示す。 高圧水洗浄: 100kg/cm<sup>2</sup> 3層系樹脂7層塗布: 1.1kg/m<sup>2</sup>

符号	対象項目	改修前	改修後	現状部処理
①	平場	押入コンクリートにて押入伸縮目地切 伸縮目地(樹脂目地棒) 【撤去】 アスファルト防水 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-1工法【新設】 樹脂モルタル詰めの上PU-2 【新設】	高圧水洗浄 3層系樹脂7層塗布
	立上り(屋外側)	アスファルト防水 【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 3層系樹脂7層塗布
②	平場	珪藻土タイル貼り タイル目地 【既存のまま】 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-1工法【新設】 樹脂モルタル塗 【新設】	高圧水洗浄
	立上り	100角磁器タイル貼り 【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 3層系樹脂7層塗布
③	平場	ゴムアスファルトシート防水 【撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 防水 3層系樹脂7層塗布
	立上り	ゴムアスファルトシート防水 【一部既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 防水 3層系樹脂7層塗布
④	平場	パラテックス防水 A-2工法 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	立上り	パラテックス防水 A-2工法 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑤	平場	パラテックス防水 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
	立上り	パラテックス防水 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑥	平場	防水モルタル 鼻先: ノンスリップタイル 【既存のまま】 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-1工法【新設】	高圧水洗浄
	立上り	100角磁器タイル貼り 【h=100撤去】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄 3層系樹脂7層塗布
⑦	コンクリート笠木	パラテックス防水 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑧	設備基礎	モルタル塗り 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑨	ハト小屋天端	パラテックス防水 【既存のまま】	ウレタン系塗膜防水 X-2工法【新設】	高圧水洗浄
⑩	バラベツ天端	アルミ製笠木【撤去】	アルミ製笠木【復旧】	
⑪	アルミ笠木	アルミ製【撤去】	アルミ製【復旧】	
⑫	EXP-Jカバー	アルミ製【撤去】	アルミ製【復旧】	
⑬	笠木	SUS製笠木【撤去】	SUS製笠木【復旧】	
⑭	水切り	アルミ製【既存のまま】	アルミ製【既存のまま】	
RD	ルーフトレ (径は断面内表記)	鉄製製ドレン	鉄製製ドレン	既存撤去(ドレンキャップ)の場合: 既存ドレン廻り処理の上改修用'レシ(船'レ)ストレー付【新設】
BD	中継ドレン (径は断面内表記)	鉄製製ドレン	鉄製製ドレン	既存撤去(ドレンキャップ)の場合: 既存ドレン廻り処理の上改修用'レシ(船'レ)ストレー付【新設】
FD	フロアドレン (径は断面内表記)	鉄製製ドレン	鉄製製ドレン	既存撤去(ドレンキャップ)の場合: 既存ドレン廻り処理の上改修用'レシ(船'レ)ストレー付【新設】
CD	横引きルーフトレ (径は断面内表記)	鉄製製ドレン	鉄製製ドレン	既存撤去(ドレンキャップ)の場合: 既存ドレン廻り処理の上改修用'レシ(船'レ)ストレー付【新設】

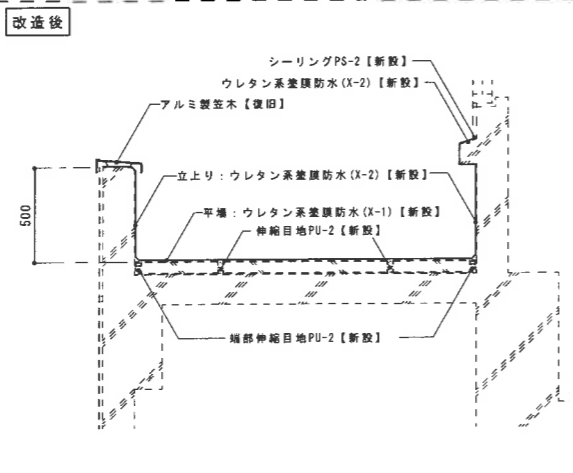
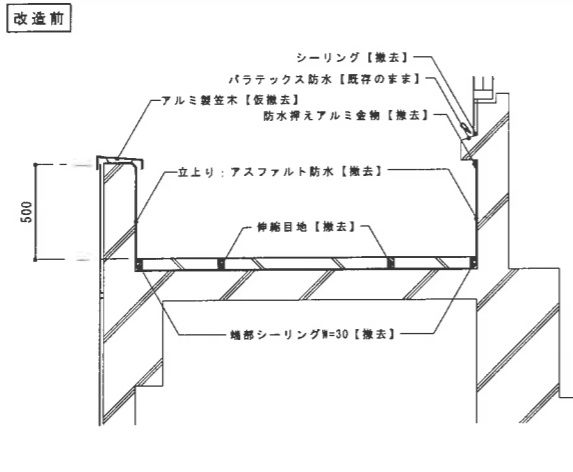




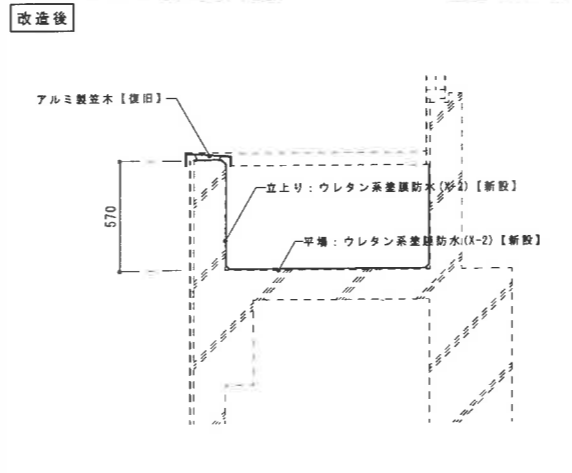
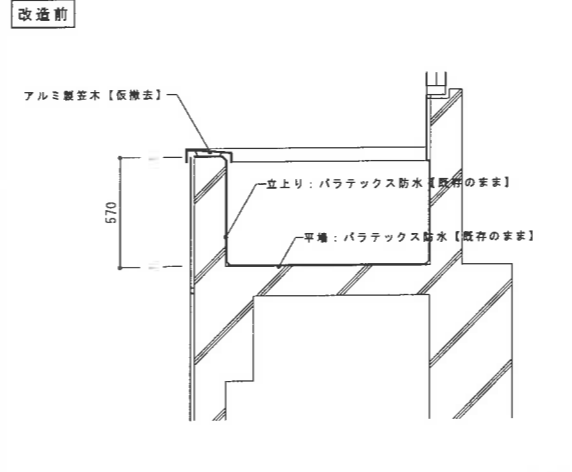
D-1 キャンピアー廻り詳細図



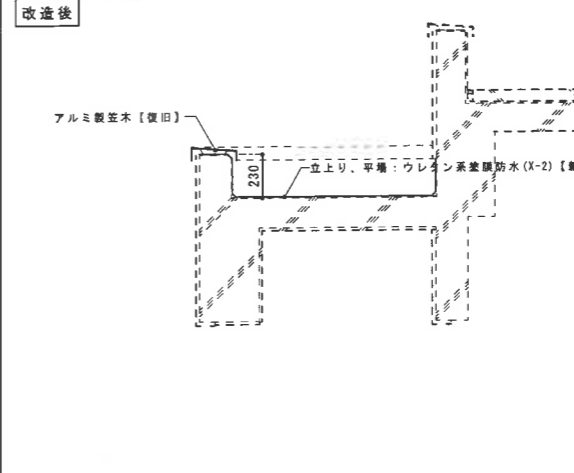
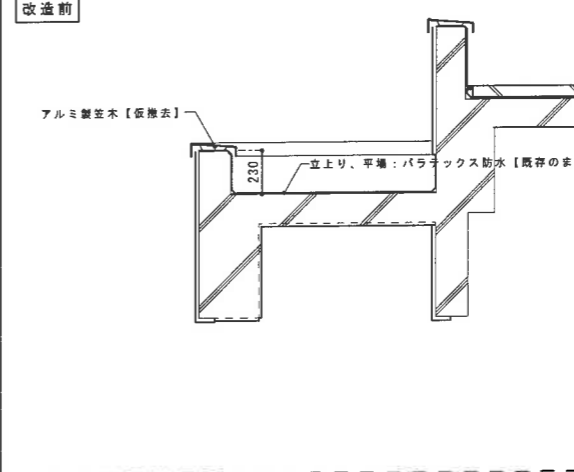
D-2 屋上3詳細図



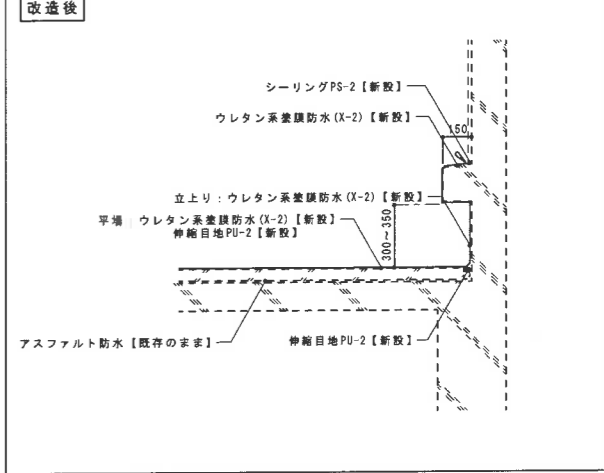
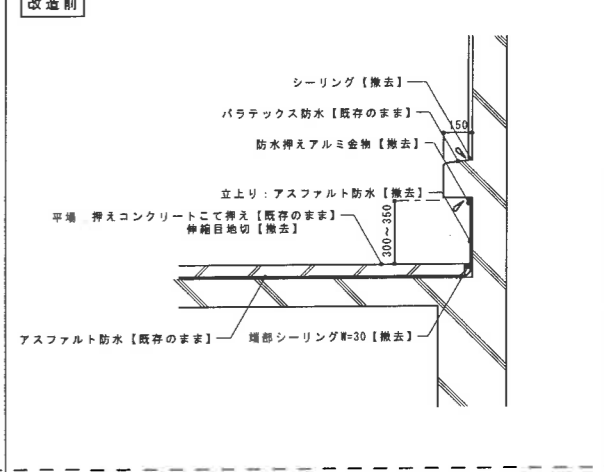
D-3 屋上4詳細図



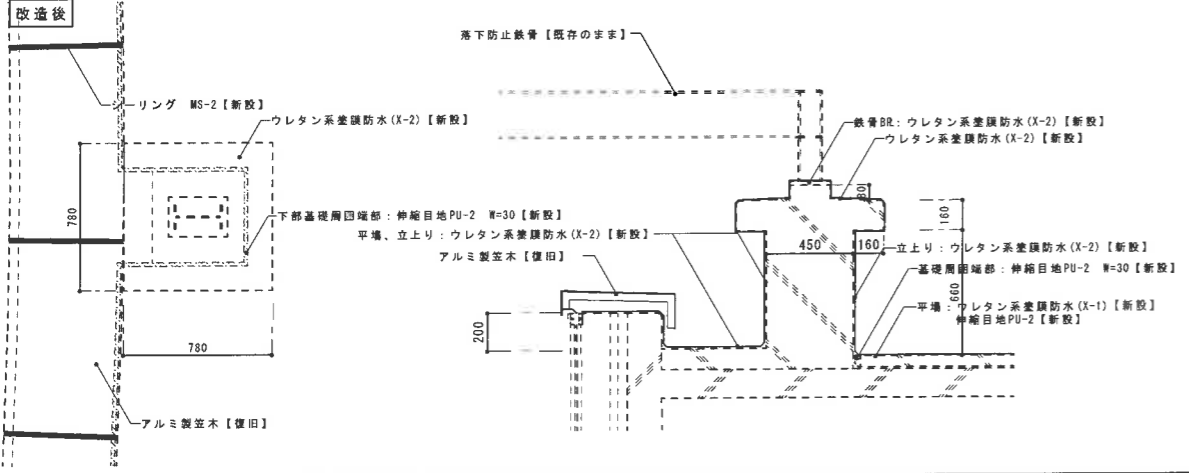
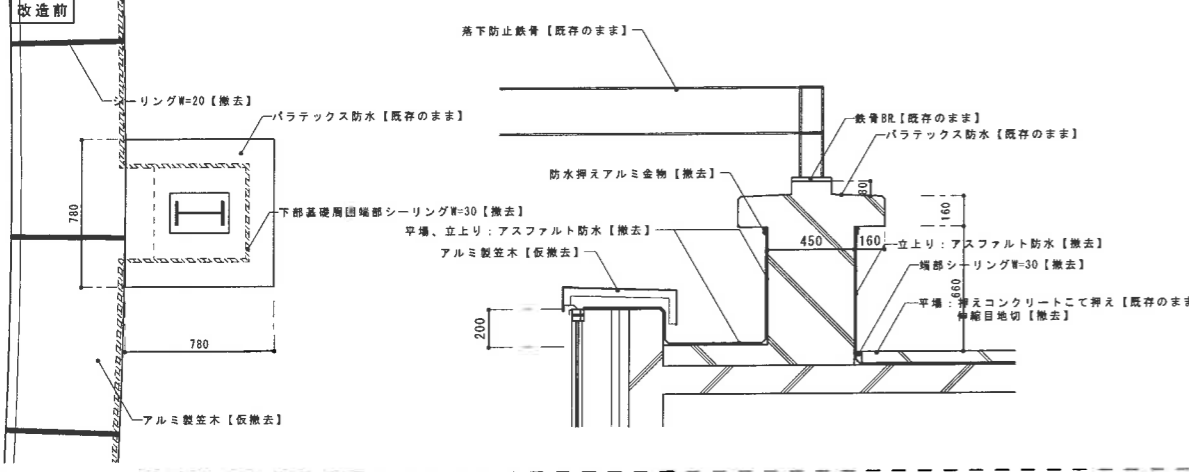
D-4 屋上5詳細図



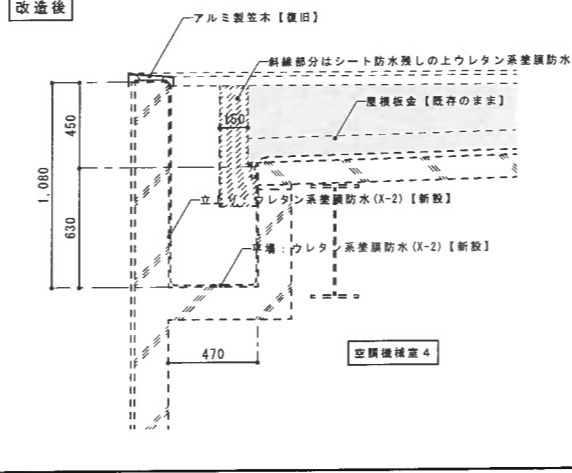
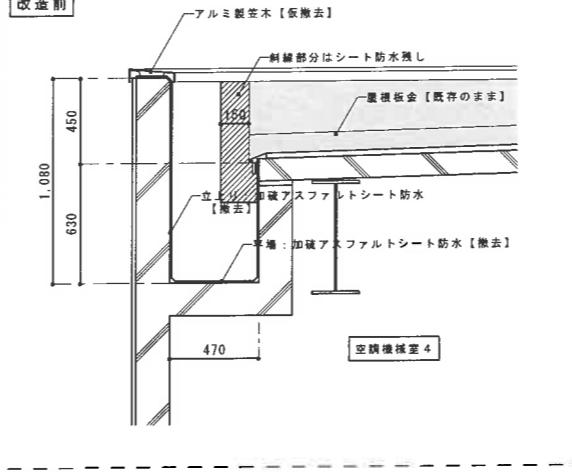
D-5 屋上1、2壁際詳細図



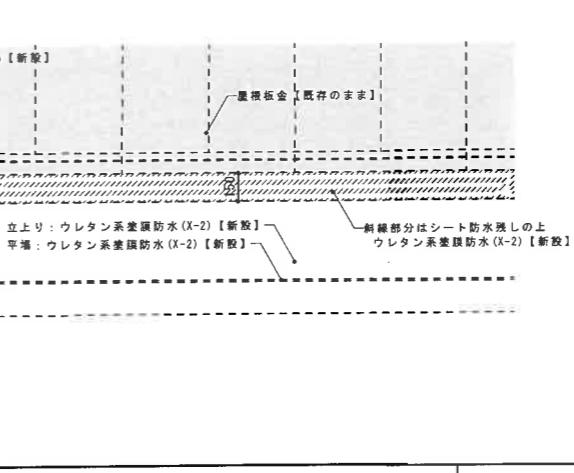
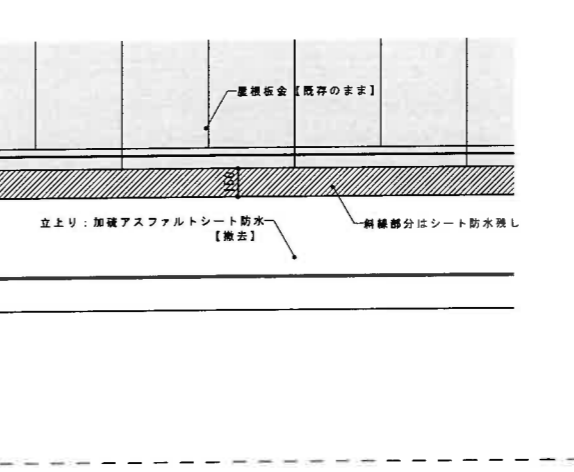
D-6 屋上2落下防止鉄骨基礎廻り詳細図



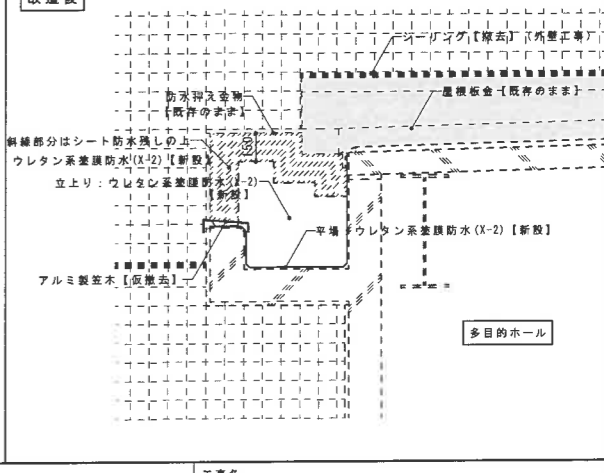
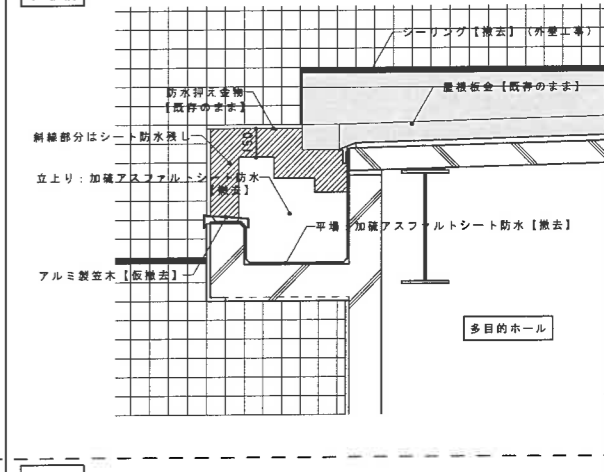
D-7 空調機械室4屋根詳細図



D-8 多目的ホール上部庇詳細図

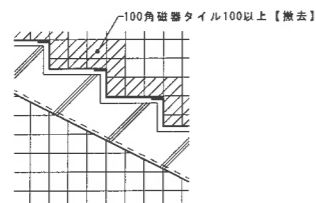
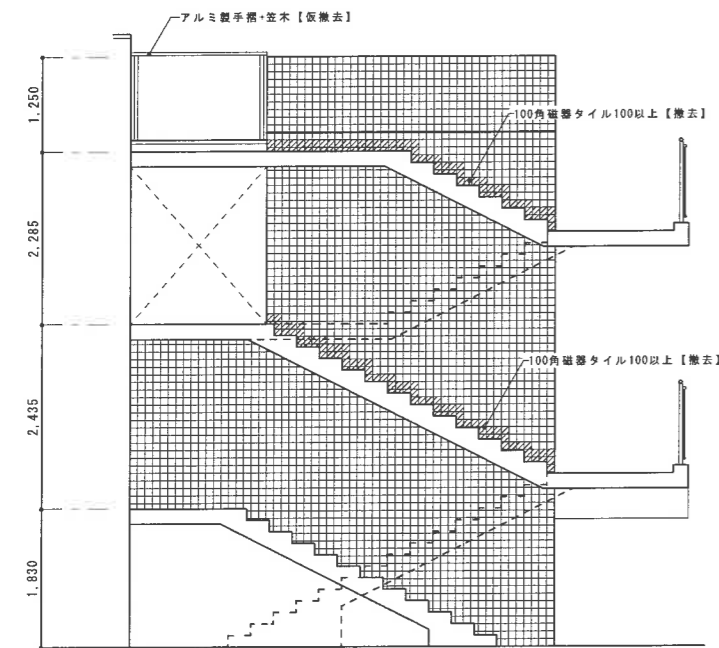
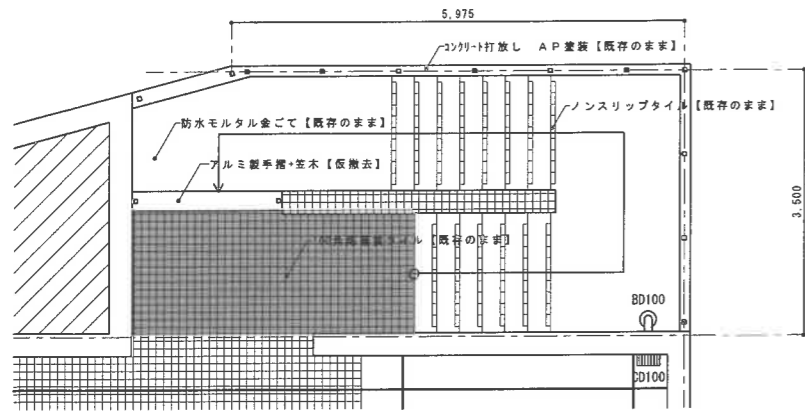


D-8 多目的ホール上部庇詳細図





改造前



改造後

